

(品目例示) 訪問通所サービス、短期入所サービス、  
居宅介護支援

(注 意 点) ① 居宅サービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援。

② 平成12年表から「8311-01~03、-011~031 医療部門」と「8313-03~04、-031~041 社会福祉部門」における介護保険の居宅サービスをそれぞれ分割、統合した。

(対応する ISIC) 8511 病院事業  
8519 その他の保健衛生事業  
8531 宿泊施設のある社会事業  
8532 宿泊施設のない社会事業

列コード	行コード	部門名称
8314-02	8314-021	介護(施設)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類73「医療業」及び小分類754「老人福祉・介護事業(訪問介護事業を除く)」のうち、介護保険における施設サービスの活動を範囲とする。

(品目例示) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等)

(注 意 点) 平成12年表から「8311-01~03、-011~031 医療部門」と「8313-03~04、-031~041 社会福祉部門」における介護保険の施設サービスをそれぞれ分割、統合した。

(対応する ISIC) 8511 病院事業  
8519 その他の保健衛生事業  
8531 宿泊施設のある社会事業

## 17 サービス業・事務用品

列コード	行コード	部門名称
8411-01	8411-011	対企業民間非営利団体

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類79「協同組合(他に分類されないもの)」及び小分類911

「経済団体」の活動の範囲のうち、それが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立された民間非営利団体の活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の中分類79「協同組合(他に分類されないもの)」の活動のうち、購買・販売等の営利目的の活動は卸売・小売業等の活動部門に含め、本部門には含めない。

(品目例示) 織物協同組合、商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、全国銀行協会、日本税理士会連合会、全国中小企業団体中央会、全国農業会議所等

(対応する ISIC) 9111 事業・雇用主団体  
9112 職業団体

列コード	行コード	部門名称
8411-02	8411-021	対家計民間非営利団体(除別掲)★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類92「宗教」、小分類912「労働団体」、913「学術・文化団体」、914「政治団体」、919「他に分類されない非営利的団体」及び931「集会場」の活動を範囲とし、家計に対して無償、または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動が含まれる。

(品目例示) 宗教団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、学士会、囲碁連盟、県民会館、文化会館

(注 意 点) 介護保険が適用されるサービスについては、平成12年表から「8314-01、-011 介護(居宅)」又は「8314-02、-021 介護(施設)」に含まれる。

(対応する ISIC) 9120 労働団体  
9191 宗教団体  
9192 政治団体  
9199 他に分類されないその他の会員制団体

列コード	行コード	部門名称
8511-01		広告
	8511-011	テレビ・ラジオ広告
	8511-012	新聞・雑誌・その他の広告

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類89「広告業」

の活動を範囲とする。

なお、広告媒体を提供する他の産業部門（民間放送、新聞、雑誌等）の広告活動も本部門の範囲とする。

（品目例示） 新聞・雑誌・その他の広告：新聞広告、雑誌広告、DM広告、屋外広告、交通広告、折込み広告

（対応する ISIC） 7340 広告業

列コード	行コード	部門名称
8512-01		物品賃貸業（除貸自動車）
	8512-011	産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業
	8512-012	建設機械器具賃貸業
	8512-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
	8512-014	事務用機械器具（除電算機等）賃貸業
	8512-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 881「各種物品賃貸業」、882「産業用機械器具賃貸業」、883「事務用機械器具賃貸業」、885「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び 889「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業：農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鉱山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機（コインオペレータ）賃貸業、陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業

建設機械器具賃貸業：建設機械器具賃貸業、土木機械器具賃貸業、パワーショベル賃貸業、建設用クレーン賃貸業

電子計算機・同関連機器賃貸業：電子計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業

事務用機械器具（除電算機等）賃貸業：事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、会計機械賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業

スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸

業：スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モータボート業、映画用諸道具賃貸業、演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣しょう業、貸ビデオ業、貸本屋、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業、医療・福祉用具賃貸業

（平成 12 年表からの変更点）

平成 12 年表のコード「8513-01、-011～015」を「8512-01、-011～015」に変更。

（注 意 点） 日本標準産業分類小分類 881「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含まれる。

なお、介護保険における福祉用具貸与は、本部門から「8314-01 介護（居宅）」を迂回して産出される。

（対応する ISIC） 4550 建設又は解体機械賃貸業（オペレータ付き）

6591 金融リース業

7121 農業機械器具賃貸業

7122 建設・土木機械器具賃貸業

7123 事務用機械器具賃貸業

7129 他に分類されないその他の機械器具賃貸業

7130 他に分類されない個人・家庭用品賃貸業

列コード	行コード	部門名称
8513-01	8513-011	貸自動車業

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類 884「自動車賃貸業」の活動を範囲とする。

（品目例示） レンタカー業、自動車リース業

（平成 12 年表からの変更点）

平成 12 年表のコード「8514-01、-011」を「8513-01、-011」に変更。

（対応する ISIC） 6591 金融リース業

7111 陸上輸送機械器具賃貸業

列コード	行コード	部門名称
8514-10	8514-101	自動車修理

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の中分類 86「自動車整

備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。

(平成12年表からの変更点)

平成12年表のコード「8515-10、-101」を「8514-10、-101」に変更。

(注 意 点) ① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。

② 自動車タイヤの再生業及び更正業は、「2311-01、-011 タイヤ・チューブ」に含める。

③ 自動車検査独立行政法人の行う自動車検査業務は、「8111-01、-011 公務(中央)★★」に含める。

(対応する ISIC) 5020 自動車整備・修理業

5040 オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業

列コード	行コード	部門名称
8515-10	8515-101	機械修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 871「機械修理業(電気機械器具を除く)」及び872「電気機械器具修理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般機械修理、建設・鉱山機械整備・修理、電気機械修理、産業用運搬車両修理、光学機械修理

(平成12年表からの変更点)

平成12年表のコード「8516-10、-101」を「8515-10、-101」に変更。

(対応する ISIC) 7250 事務機器、計算機及びコンピュータ保守・修理業

列コード	行コード	部門名称
8519-01	8519-011	建物サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 904「建物サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ビルサービス業、ビルメンテナンス業、ビル清掃業、床磨き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住宅消毒業、害虫駆除業

(注 意 点) 鉄道、船舶に関する消毒活動を本部門に含める。

(対応する ISIC) 7493 建物清掃業及び工場清掃業

列コード	行コード	部門名称
8519-02	8519-021	法務・財務・会計サービス

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 801「法律事務所、特許事務所」、802「公証人役場、司法書士事務所」及び803「公認会計士事務所、税理士事務所」の活動を範囲とする。

(品目例示) 法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所

(対応する ISIC) 7411 法律サービス業

7412 会計、簿記及び監査サービス業；  
税務相談業

列コード	行コード	部門名称
8519-03	8519-031	土木建築サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 805「土木建築サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 設計監督業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査

(対応する ISIC) 7421 建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業

列コード	行コード	部門名称
8519-04	8519-041	労働者派遣サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 9095「労働者派遣業」の活動を範囲とする。

(平成12年表からの変更点)

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」の改正(平成16年3月1日施行)のため、労働者派遣サービスの対象業務の範囲が拡大された。

(注 意 点) ① 次の業務については労働者派遣サービスの提供を行うことが出来ない。

- (1) 港湾運送業務
- (2) 建設業務
- (3) 警備業務
- (4) 病院等における医療関連の業務(紹介予定派遣を除く)

② 平成2年表において、本部門は昭和60年表の列・行部門「8519-09、-099 その

他の対事業所サービス」から分割・特掲。  
 (対応する ISIC) 7491 労働者募集・人材供給業

列コード	行コード	部門名称
8519-09	8519-099	その他の対事業所サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 412「音声情報制作業」、細分類 4159「その他の映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業」のうち音声・文字情報制作に係る活動、小分類 806「デザイン・機械設計業」、809「その他の専門サービス業」、901「速記・ワープロ入力・複写業」、902「商品検査業」、903「計量証明業」、905「民間職業紹介業」、906「警備業」及び 909「他に分類されない事業サービス業」のうち細分類 9095「労働者派遣業」を除いたものの活動を範囲とする。

(品目例示) レコード制作業(音楽出版)、ラジオ番組制作業、速記業、あて名書き業、複写業、マイクロ写真業、商品検査業、生糸検査所、質量計量証明業、環境測定分析業、金属・鉱物分析業、民間職業紹介業、警備業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、プラントエンジニアリング業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG 充てん業、温泉供給業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、行政書士業、不動産鑑定業、土地家屋調査士、司会業、通訳業

(対応する ISIC) 2213 音楽出版業

- 7414 経営管理コンサルタント業
- 7421 建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業
- 7422 技術試験、分析業
- 7492 興信・保安サービス業
- 7499 他に分類されないその他の事業サービス業
- 9211 映画及びビデオ制作・配給業

列コード	行コード	部門名称
8611-01	8611-011	映画館

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 841「映画館」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画

### 館貸貸業

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表のコード「8611-02、-021」を「8611-01、-011」に変更。

(対応する ISIC) 9212 映写業

列コード	行コード	部門名称
8611-02	8611-021	興行場(除別掲)・興行団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 842「興行場(別掲を除く)、興行団」の活動を範囲とし、契約により出演又は自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動が含まれる。

(品目例示) 劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場(プロ野球興行用)、劇団、芸能プロダクション、楽団、プロ野球団、プロレス協会

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表の「8611-03、-031 劇場・興行場」と「8611-07、-071 興行団」を「8611-02、-021 興行場(除別掲)、興行団」に統合。

(対応する ISIC) 9214 演劇、音楽及びその他の芸術活動  
 9241 スポーツサービス業

列コード	行コード	部門名称
8611-03	8611-031	遊戯場

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 846「遊戯場」の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供する活動が含まれる。

(品目例示) ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、ゲームセンター

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表のコード「8611-04、-041」を「8611-03、-031」に変更。

(対応する ISIC) 9249 その他のレクリエーション活動

列コード	行コード	部門名称
8611-04	8611-041	競輪・競馬等の競走場・競技団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 843「競輪・競馬等の競走場・競技団」の活動を範囲とする。

(品目例示) 競輪場、競馬場、モータボート競走場、競輪競技団、競馬競技団、小型自動車競走場等

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表のコード「8611-05、-051」を「8611-04、-041」に変更。

(対応する ISIC) 9249 その他のレクリエーション活動

列コード	行コード	部門名称
8611-05	8611-051	スポーツ施設提供業・公園・遊園地

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 844「スポーツ施設提供業」及び 845「公園、遊園地」の活動を範囲とする。

(品目例示) スポーツ施設提供業(除別掲)、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング・テニス練習場、プール、アイススケート場、公園、遊園地、テーマパーク

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表のコード「8611-06、-061」を「8611-05、-051」に変更。

(対応する ISIC) 9219 その他の娯楽業

9241 スポーツサービス業

9249 その他のレクリエーション活動

列コード	行コード	部門名称
8611-09	8611-099	その他の娯楽

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 849「その他の娯楽業」及び 807「著述・芸術家業」の活動を範囲とし、プレイガイドなど他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行う活動及び文芸作品の創作などを行う活動が含まれる。

(品目例示) ダンスホール、マリーナ業、遊漁船業、芸妓業、カラオケボックス業、プレイガイ

ド、場外馬券売場、場外車券売場、釣堀業、著述家業、芸術家業

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表において本部門に含まれていた「宝くじ売りさばき業」を分割し、8619-09、-099 その他の対個人サービス」に統合。

(対応する ISIC) 9214 演劇、音楽及びその他の芸術活動  
9219 その他の娯楽業

列コード	行コード	部門名称
8612-01	8612-011	一般飲食店(除喫茶店)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 701「食堂、レストラン」、702「そば・うどん店」、703「すし店」及び 709「その他の一般飲食店」の活動を範囲とする。

(品目例示) 食堂、天ぷら料理店、フランス料理店、中華料理店、そば屋、すし屋

(注 意 点) 社員食堂のうち、外部の企業等に委託している食堂については本部門に含める。

(対応する ISIC) 5520 レストラン、バー及び簡易食堂

列コード	行コード	部門名称
8612-02	8612-021	喫茶店

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 704「喫茶店」の活動を範囲とする。

(品目例示) 喫茶店、フルーツパーラー

(対応する ISIC) 5520 レストラン、バー及び簡易食堂

列コード	行コード	部門名称
8612-03	8612-031	遊興飲食店

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 71「遊興飲食店」の活動を範囲とする。

(品目例示) 料亭、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール

(対応する ISIC) 5520 レストラン、バー及び簡易食堂

列コード	行コード	部門名称
8613-01	8613-011	宿泊業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 721「旅館、

ホテル」、722「簡易宿所」、723「下宿業」並びに細分類7291「会社・団体の宿泊所」及び7299「他に分類されない宿泊業」のうち、会社の寄宿舍、学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。

(品目例示) ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿泊所、ベッドハウス、山小屋、下宿屋、会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステル、合宿所

(平成12年表からの変更点)

平成12年表の列・行部門「8613-01、-011 旅館・その他の宿泊所」を「宿泊業」に名称変更。

(注意点) ① 旅館、ホテルの土産物販売は、本部門に含めず、「6112-01、-011 小売」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類7299「他に分類されない宿泊業」のうち、会社の寄宿舍、会社の独身寮、学生寮の活動は、「6422-01、-011 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含める。

(対応する ISIC) 5510 ホテル、キャンプ場及びその他の短期宿泊施設

列コード	行コード	部門名称
8614-01	8614-011	洗濯業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類821「洗濯業」の活動を範囲とする。

(品目例示) クリーニング業、クリーニング取次業、リネンサプライ業、貸おむつ業、貸おしぼり業、貸モップ業

(平成12年表からの変更点)

平成12年表において本部門に含まれていた日本標準産業分類の細分類8291「洗張・染物業」を分割し、「8614-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」部門に統合。

(対応する ISIC) 9301 織物及び毛皮製品洗濯・(ドライ) クリーニング・染色業

列コード	行コード	部門名称
8614-02	8614-021	理容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類822「理容業」

の活動を範囲とする。

(品目例示) 理髪店、床屋

(平成12年表からの変更点)

平成12年表のコード「8619-02、-021」

を「8614-02、-021」に変更。

(対応する ISIC) 9302 理容及びその他の美容サービス業

列コード	行コード	部門名称
8614-03	8614-031	美容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類823「美容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 美容院、髪結業、ビューティーサロン

(平成12年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成12年表で本部門に含まれていた「美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティードック」を分割し、「8614-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に統合。

(対応する ISIC) 9302 理容及びその他の美容サービス業

列コード	行コード	部門名称
8614-04	8614-041	浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類824「公衆浴場業」及び細分類825「特殊浴場業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 公衆浴場業、ソープランド、温泉浴場、サウナぶろ

(平成12年表からの変更点)

平成12年表のコード「8619-04、-041」

を「8614-04、-041」に変更。

(注意点) ヘルスセンターは「8611-09、-099 その他の娯楽」に含める。

(対応する ISIC) 9309 他に分類されないその他のサービス業

列コード	行コード	部門名称
8614-09	8614-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類829「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 洗張業、染物業、エステティックサロン、  
コインシャワー業、コインランドリー業、  
ネイルサロン

(平成12年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により新設され  
た産業小分類 829「その他の洗濯・理容・  
美容・浴場業」(洗張・染物業を含む)を新  
設部門とする。

(対応する ISIC) 9301 織物及び毛皮製品洗濯・(ドライ)  
クリーニング・染色業

9302 理容及びその他の美容サービス業

9309 他に分類されないその他のサービ  
ス業

列コード	行コード	部門名称
8619-01	8619-011	写真業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 808「写真業」  
の活動を範囲とする。

なお、広告、ニュース供給等他産業部門  
の活動に付随して行われる写真活動も本部  
門の活動の範囲とする。

(品目例示) 写真撮影業、写真館、商業写真業

(平成12年表からの変更点)

平成12年表のコード「8619-05、-051」  
を「8619-01、-011」に変更。また、平成  
12年表において本部門に含まれていた写真  
現像・焼付業を分割し、「8619-09、-099 そ  
の他の対個人サービス」に統合。

(対応する ISIC) 7494 写真業

9309 他に分類されないその他のサー  
ビス業

列コード	行コード	部門名称
8619-02	8619-021	冠婚葬祭業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 835「火葬・  
墓地管理業」及び 836「冠婚葬祭業」の活  
動を範囲とする。

(品目例示) 葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、冠  
婚葬祭互助会、結婚式場

(平成12年表からの変更点)

平成12年表のコード「8619-06、-061」  
を「8619-02、-021」に変更。

(注 意 点) 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は、

「7122-01、-011 道路貨物輸送(除自家輸  
送)」に含める。

(対応する ISIC) 9303 葬儀業及び関連サービス業

9309 他に分類されないその他のサー  
ビス業

列コード	行コード	部門名称
8619-03	8619-031	各種修理業(除別掲)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 873「表具業」、  
及び 879「その他の修理業」の活動を範囲  
とする。主として最終需要向けのもので、  
家具修理などの修理活動及びかじ業など  
の活動が含まれる。

(品目例示) 家具修理業、かじ業、表具業、時計修理  
業、履物修理業、楽器修理業、自転車修理  
業

(平成12年表からの変更点)

平成12年表のコード「8619-07、-071」  
を「8619-03、-031」に変更。

(注 意 点) ① 産業用の機械修理、自動車修理、船舶、  
鉄道車両、航空機修理は、それぞれの部  
門に含まれる。

② 「自転車タイヤ修理業」は、「8514-10、  
-101 自動車修理」に含める。

(対応する ISIC) 5260 個人・家庭用品修理業

列コード	行コード	部門名称
8619-04	8619-041	個人教授業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 773「学習塾」、  
及び 774「教養・技能教授業」の活動を範  
囲とする。

(品目例示) 学習塾(各種学校でないもの)、音楽教授  
業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろ  
ばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・  
健康教授業、フィットネスクラブ、その他  
の教養・技能教授業

(平成12年表からの変更点)

平成12年表の列・行部門「8619-08、-081  
個人教授所」を「8619-04、-041 個人教授  
業」にコード及び名称変更。

(対応する ISIC) 8090 成人及びその他の教育

9241 スポーツサービス業

列コード	行コード	部門名称
8619-09	8619-099	その他の対個人サービス

印画紙、事務用のり、テープ、ひも、消しごむ、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、穴あけ、クリップ

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 014「園芸サービス業」、832「家事サービス業」、833「衣服裁縫修理業」、834「物品預り業」及び 839「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 造園業、植木業、家政婦、衣服修理業、手荷物預り業、自転車預り業、食品貸加工業、古綿打直し業、結婚相談業、観光案内業(ガイド)、写真現像・焼付業、宝くじ売りさばき業

(平成 12 年表からの変更点)

平成 12 年表において「8619-05、-051 写真業」に含まれていた「写真現像・焼付業」及び「8611-09、-099 その他の娯楽」に含まれていた「宝くじ売りさばき業」を本部門に統合。

(対応する ISIC) 0140 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く)

5260 個人・家庭用品修理業

9309 他に分類されないその他のサービス業

9500 雇人のいる個人世帯

列コード	行コード	部門名称
9000-00	9000-000	分類不明

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

列コード	行コード	部門名称
8900-00P	8900-000P	事務用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 事務用品については、該当品目数が多く生産活動毎にその構成が大きく変化するものではないことから、分析面を考慮して、当部門を仮設部門として一括計上している。事務用品部門の範囲は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、日本標準商品分類の中分類 93「文具、紙製品、事務用具及び写真用品」が含まれるものである(ただし、部分品を除く)。なお、電子式卓上計算機(プログラム式は除く)、印刷用紙及びはさみは商品分類 93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

(品目例示) とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、